



作成担当所属名	用地部用地企画課企画係
作成時期	平成 23 (2011) 年度
保存期間	10 年
保存期間満了時期	平成 33 (2021) 年度末

国関整用企第 3 8 9 号

平成 2 4 年 3 月 2 7 日

各事務（管理）所長 様

用 地 部 長



用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について

標記について、別添のとおり通知がありましたので、通知します。



事 務 連 絡
平成 2 4 年 3 月 2 7 日

各事務（管理）所
用地担当課長 様

用地部用地企画課長



用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について

標記については、平成 24 年 3 月 27 日付け国関整用企第 389 号にて通知されたところであるが、平成 24 年度以降に入札手続き(*)を開始する用地測量業務については、「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について(平成 24 年 3 月 9 日付け国土籍第 544 号、国土用第 45 号)」(以下、「本省通知」という。)記 2 (4) ~ (6) のとおり対応して下さい。

その他の本省通知の対応については、新年度以降に改めて指示します。

*入札手続き：入契委員会等の開催

<具体の対応>

本省通知記 2 (4)：用地測量の業務発注において、別添 6「歩掛案」により別添 4「登記所送付用地図（電子データ）の作成要領」、別添 5「指定申請書案の作成要領」を踏まえた特記仕様書を別添 3 により作成し、発注すること。

本省通知記 2 (5)：土地境界確認において、土地所有者の代理人が立会う場合には、別添 5「指定申請書案の作成要領」記載例⑬-3 による委任状を求めること。

本省通知記 2 (6)：基準点等の与点は、別添の「用地測量において新設する基準点の扱いについて」を参照し、可能な限り必要な精度を確保する様、努めるものとする。